別表第五十一（第八条第二項関係）〔平成32年3月までの間に法附則第5条第6項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第5条第6項第4号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成30年	
		4月	10月
		円	円
平成30年	5月	400	—
	6月	800	—
	7月	1,190	—
	8月	1,590	—
	9月	1,980	—
	10月	2,370	—
	11月	2,760	400
	12月	3,150	800
平成31年	1月	3,540	1,190
	2月	3,930	1,590
	3月	4,310	1,980
	4月	4,700	2,370
	5月	5,080	—
	6月	5,460	—
	7月	5,850	—
	8月	6,230	—
	9月	6,600	—
	10月	6,980	—
	11月	7,360	—
	12月	7,730	—
平成32年	1月	8,100	—
	2月	8,480	—
	3月	8,850	—